消費税仕入控除税額の算定フローチャート

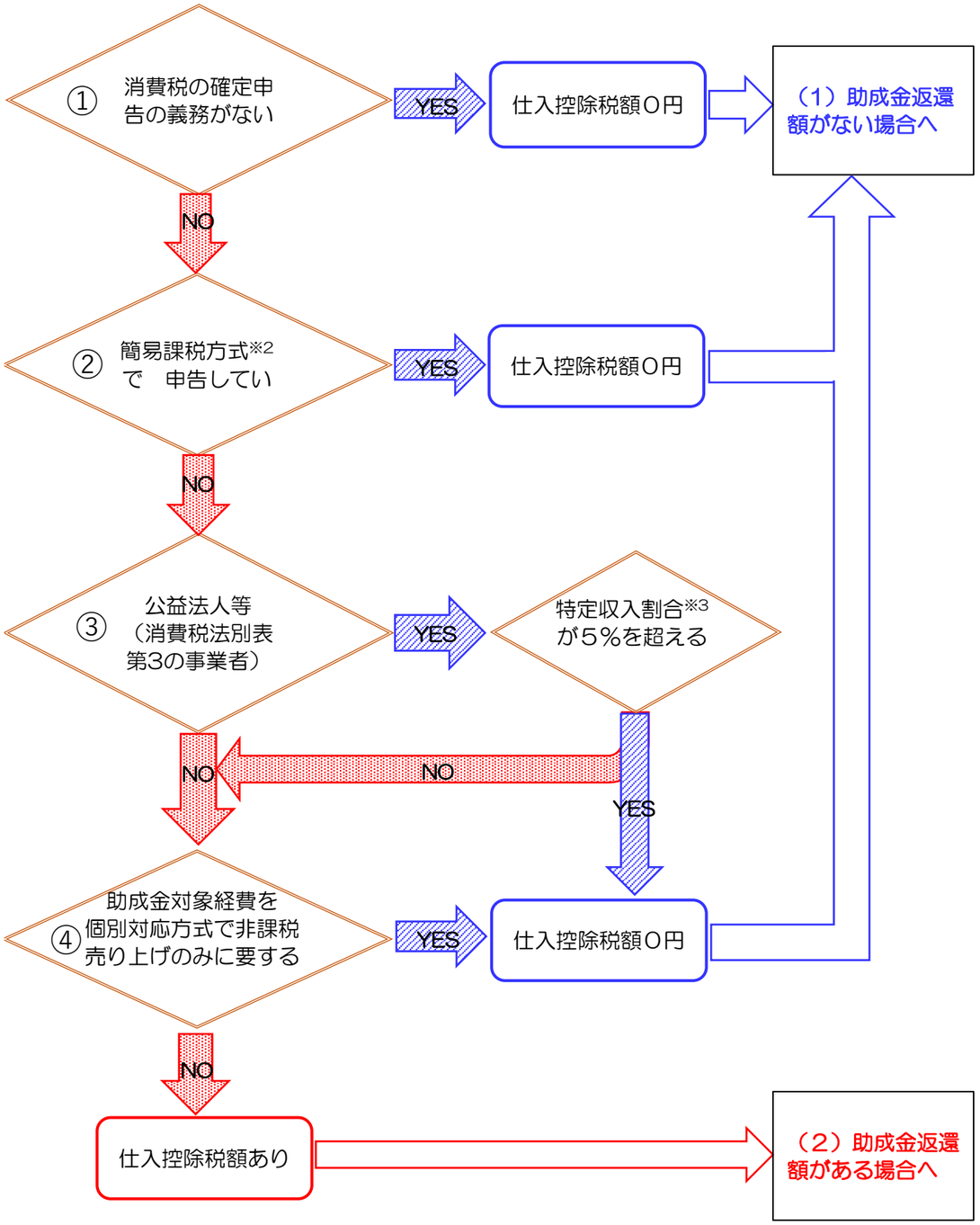

「消費税額を助成対象経費に含めて助成金申請金額を算定」を選択した事業者の方へ

「消費税等に係る仕入控除税額報告書」の提出について

（１）助成金返還額がない場合

以下①～⑤のいずれかに該当する場合は、仕入控除税額は０円であり、助成金の返還はありません。
ただし、この場合でも下記【報告必要書類】の提出が必要です。

① 消費税の確定申告の義務がない※1。
　※1　例：基準期間（法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000 万円以下の事業者
② 簡易課税方式により申告している。
③ 公益法人等※2 で、特定収入割合※3 が５％を超えている。
　※2　一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人等
　※3　補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険金、損害賠償金、会費など
④ 助成金対象経費にかかる消費税を個別対応方式の「非課税売上のみに要するもの」で申告している。
⑤ 助成対象経費のすべてが非（不）課税仕入となっている

【報告必要書類】
○「年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第１２号）
○添付書類
　上記①の場合
　・　前々年度の法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書（写）及び売上高の確認資料
　・　新たに設立された法人は、法人設立届等免税事業者であることが確認できる資料
　上記②の場合
　・　消費税確定申告書（簡易課税用）（写）
　上記③の場合
　・　消費税確定申告書（写）
　・　消費税確定申告書付表２（計算表）
　・　特定収入割合を確認できる書類（写）
　上記④⑤の場合
　・　消費税確定申告書（写）
　・　消費税確定申告書付表２（計算表）

（２）助成金返還額がある場合

仕入控除税額に相当する金額について、助成金の返還が必要となります。
総売上高（税抜）の状況等により、下記①～③のように計算方法が異なります。

	区分	申告方式	助成金に係る仕入控除税額（返還額，小数点以下は切捨て）	
①	課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等	全額控除	助成金額 × １０／１１０ ＝ 返還額	
②	課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等	一括比例配分方式	助成金額 × 課税売上割合注＊ × １０／１１０ ＝ 返還額	
③		個別対応方式	（A）＋（B）＝返還額	
			(a) 課税売上のみに要する助成対象経費に使用された助成金	助成金額 × 助成対象経費のうち課税売上対応分 ／ 助成対象経費 × 10／110 ＝（A）
			(b) 課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費に使用された助成金	助成金額 × 助成対象経費のうち共通対応分 ／ 助成対象経費 × 課税売上割合注＊ × 10／110 ＝（B）

（注＊）課税売上割合は小数点以下の端数処理はしないで用いること

【報告必要書類】
○「年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第１２号）
○添付書類
　・　消費税確定申告書（写）
　・　消費税確定申告書付表２（計算表）
　・　助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（任意様式）

消費税及び地方消費税の確定申告書の見方

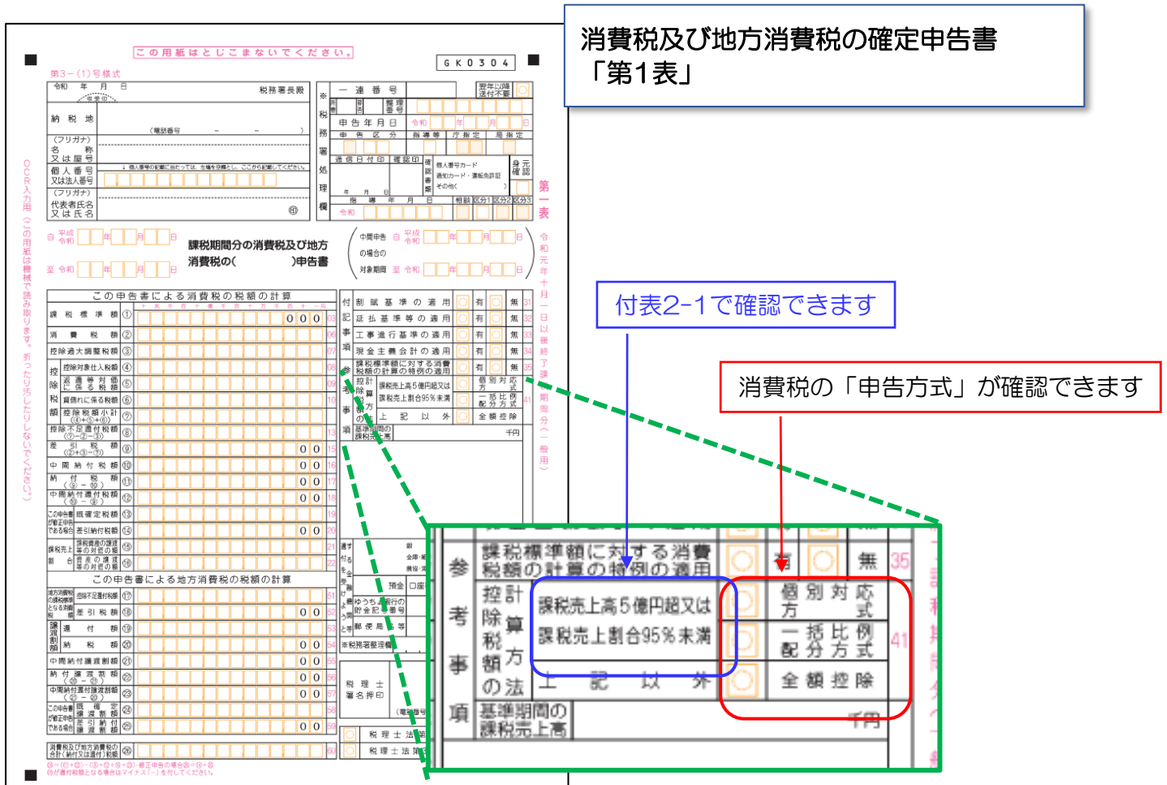

消費税及び地方消費税の確定申告書
「第1表」

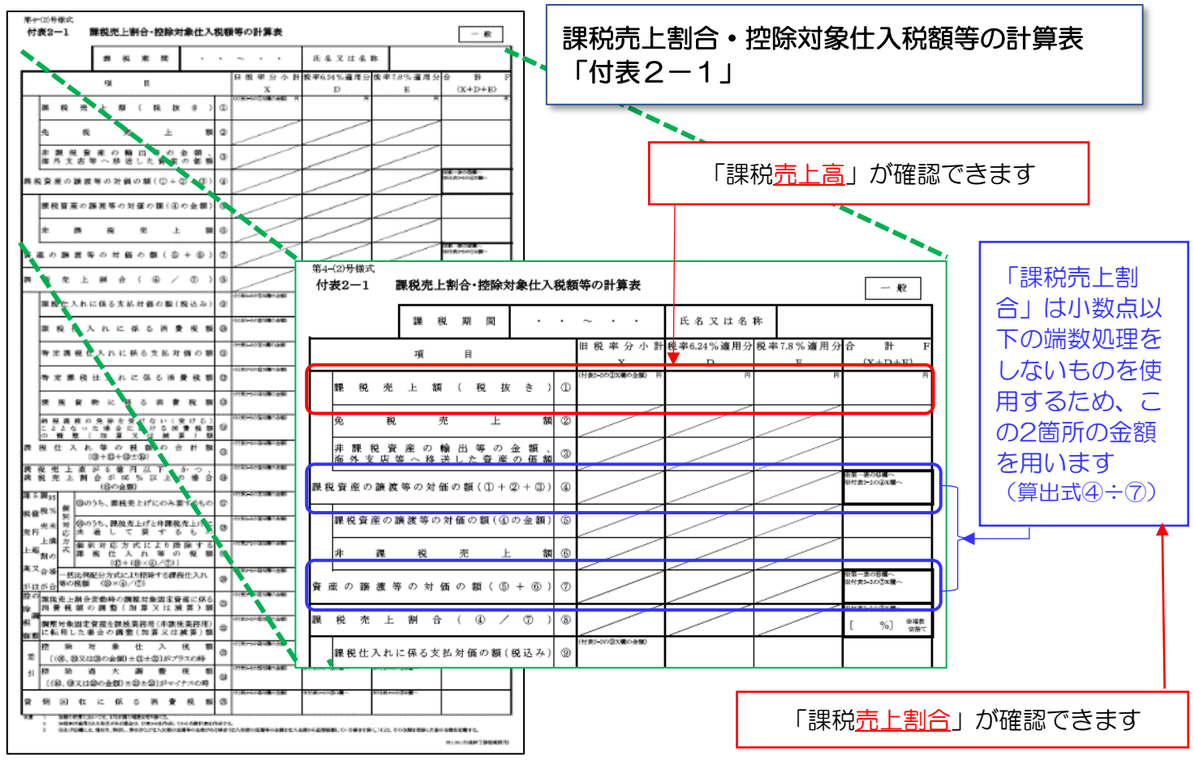

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
「付表２－１」

助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（任意様式）

添付書類【助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳】

１．助成金対象経費の内訳
（経費の会計仕訳や仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください）

	事業費 ＼ 企業名	課税仕入れ 課税売上対応分	課税仕入れ 非課税売上対応分	課税仕入れ 課税売上と非課税売上に共通して要するもの	非課税仕入れ 不課税仕入れ	合計
対象経費の内訳						
合計						

２．仕入控除額の積算内訳

【記載例】

添付書類「助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳」（任意様式例）

１．助成金対象経費の内訳
（経費の会計仕訳や仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください）

	事業費 ＼ 企業名	課税仕入れ 課税売上対応分	課税仕入れ 非課税売上対応分	課税仕入れ 課税売上と非課税売上に共通して要するもの	非課税仕入れ 不課税仕入れ	合計
対象経費の内訳	○○設備（株）			000,000円		000,000円
	△△電設（株）	00,000円				00,000円
合計		00,000円		000,000円		000,000円

２．仕入控除額の積算内訳（個別対応方式の例）

Ａ ＋ Ｂ ＝ 助成金に係る仕入控除額（返助成金返還額）

（Ａ）課税売上のみに要する助成対象経費に使用された助成金
助成金額×助成対象経費のうち課税売上対応分／助成対象経費×10／110 ＝ Ａ

（Ｂ）課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費に使用された助成金
助成金額×助成対象経費のうち共通対応分／助成対象経費×課税売上割合×10／110 ＝ Ｂ

※ 【助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳】は、【個別対応方式】のみ提出してください。それ以外（「一括比例配分方式」「全額控除」）では原則提出は不要です。

【消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書】の書き方

※「受動喫煙防止対策助成金の手引き」の記載例13（令和３年度版の場合P62）も併せてご参照ください。

様式第 12 号

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日

兵　庫　労　働　局　長　殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職氏名

令和　年　月　日付け兵労健康　　号により交付額の確定通知を受けた受動喫煙防止対策助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

2　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

3　添付資料
確定申告書の写し

確定申告書より算出した返還額を記入する

記入日又は送付日

押印は不要です

転記

転記

「受動喫煙防止対策助成金交付確定額通知書」を準備してください

※「**決定**通知書」（申請承認時発行）とお間違いないようにお願いします。

様式第 10 号

兵労健康第 16-　－　号
令和　　年　　月　　日

〇△□株式会社　　殿

兵　庫　労　働　局　長

受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書

「確定」〇
「決定」×

令和２年〇月〇日付け兵労健康第 16-〇-〇号より交付決定した受動喫煙防止対策助成金については、貴殿より令和２年〇月△日付けで提出のあった受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので受動喫煙防止対策助成金交付要綱第 13 条第１項の規定により通知する。

記

1　助成金交付額（確定額）　　金　　円

2　助成金交付条件
（1）交付対象設備等の設置後、おおむね１年を経過するごとに、「喫煙専用室等の運用状況に係る現状報告」（様式第２号）を兵庫労働局長に提出すること。

3　注意事項
（1）偽りその他不正の行為により本助成金の交付を受けたと認められる場合には、その全部又は一部を返還させることがあること。
（2）本助成対象事業に関して報告又は調査を求められた場合には、これに応じる必要があること。
（3）助成事業者は、当該助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくほか、交付の申請、交付決定内容の変更の承認申請、事業実績報告に当たり、都道府県労働局長に提出した書類及びその根拠となる詳細な資料は、事業により取得した取得価格又は効用の増加価格が 30 万円を超える機械、重要な器具及びその他の財

【提出物】１．【消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書】（作成）
２．【消費税及び地方消費税の確定申告書】（第1表）（写）
３．【課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表】（付表2-1）（写）
４．【助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳】（作成）

※ 提出時に【受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書】（写）の添付は不要です。